

# TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和5年3月17日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp)

担当 : 池田

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17ア7階南森町6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

## 贈与税及び相続税の見直しの留意点

令和5年度改正案で、相続時精算課税制度の基礎控除の創設等と暦年課税における相続開始前贈与の加算期間の見直しが行われる予定です。今回はこれらについてご説明いたします。

### 1. 相続時精算課税について（令和6年1月1日以降の贈与から適用）

#### (1) 基礎控除110万円の創設と相続財産の加算対象外

①相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税について、現行のb特別控除(2,500万円)とは別途、課税価格から110万円を控除することができる基礎控除が創設されます。特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等される特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記110万円を控除した後の残額となります。ただし、従前通り2,500万円控除前の価額です。

②特定贈与者の贈与税額ごとに基礎控除を案分して控除

同一年中に複数の特定贈与者から贈与を受けた場合には、この基礎控除額110万円について、各特定贈与者からの贈与額に応じて按分した金額が基礎控除額となります。相続税の課税価格への加算では、精算課税適用財産の価額から、基礎控除額110万円を各特定贈与者の贈与で按分した「特定贈与者ごとの基礎控除額」を控除した残額が加算対象となります。例えば、同一年中に特定贈与者Aから1,200万円特定贈与者Bから800万円の贈与を受けた場合図1の通りとなります。

図1

基礎控除額 (相続税の課税 価格への 加算不要額)	○特定贈与者Aからの贈与に係る基礎控除額 ・110万円×(1,200万円÷2,000万円) = <b>66万円</b>
	○特定贈与者Bからの贈与に係る基礎控除額 ・110万円×(800万円÷2,000万円) = <b>44万円</b>
相続税の 課税価格への 加算額	○特定贈与者Aに係る相続税の課税価格への加算額 ・1,200万円 - 66万円 = <b>1,134万円</b>
	○特定贈与者Bからの贈与に係る基礎控除額 ・800万円 - 44万円 = <b>756万円</b>

(2) 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物が贈与の日から特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合には、相続税の課税価格への加算等の基礎となる土地又は建物の価額は、贈与の時点における価額から災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額となります。

### 2. 暦年課税における相続前贈与の加算について

相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続の開始前7年以内（現行：3年以内）に相続に係る被相続人から贈与により財産を取得した場合には、贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算することとなります。この規定は令和6年1月1日以降に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。つまり、相続開始の日から7年遡ることとなるのは令和13年以降の贈与となります。ただし、延長された4年～7年の4年間については加算対象贈与財産をその贈与財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が加算対象となります。この加算不要の100万円は、「贈与者ごと」の贈与財産の課税価格から控除することになります。例えば、加算期間が延長される4年間に、祖父Aから1,200万円、祖母Bから600万円（いずれも基礎控除前の額）の贈与を受けた場合、祖父Aに係る相続財産への加算額は1,100万円（1,200万円 - 100万円）、祖母Bに係る相続財産への加算額は500万円（600万円 - 100万円）となります。

### 3. 相続時精算課税制度と暦年課税制度の選択

毎年110万円の基礎控除額の贈与だけを活用しようとする人にとっては、相続時精算課税制度を選択した場合、相続開始前7年以内の110万円分の贈与を相続財産に加算しないこととなるため、確実に有利になります。しかし、財産総額が多く、相続税の累進税率の高率部分まで適用して課税される人にとっては、暦年課税制度による贈与税負担が被相続人の推定最高相続税率より低ければ、頑張って長生きしていただき、7年以上にわたり暦年課税による贈与を繰り返せば有利になるといえるでしょう。弊社ではお客様の様々なご希望をかなえるためのご提案をさせていただきます。贈与についてどう考えていくか、具体的な対応策については是非弊社までご相談ください。